

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的な内容 | 具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 根据法令等 | 制度の所管・関係府省 | 団体名 | その他 (特記事項) | <追加共同提案団体及び該当団体等から示された支障事例(主なもの)> | | 回答欄(各府省) |
|------|--------------|-------|---|---|---|---|-------|------------|--------------------------------------|---|--|------|----------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | | 団体名 | 支障事例 | |
| 29 | ② 地方に対する規制緩和 | 農業・農地 | 畜産・酪農収益強化総合対策基金等事業のうち、施設整備事業及び機械導入事業について、事業の早期着手が可能となるよう、事業手続の簡素化や執行フローの見直しを行ふ。 | 畜産クラスター事業(施設整備事業・機械導入事業)は、必要な事業手続が多く、時間が必要である。また、時間のかかる手続きや書類を減らすことができれば、行政の負担軽減も見込まれる。 | 農家が必要な時期までに施設整備・機械導入を行うことが可能となり、一層の生産性向上や農家負担の軽減が見込まれる。 | 畜産・酪農収益強化総合対策基金等事業補助金交付要綱(平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依頼通知) | 農林水産省 | 奈良県 | 福島県、白河市、猪木郡、川崎市、豊橋市、京都府、鳥取県、出雲市、中津川市 | ○本事業は、例年、補正予算事業のため、翌年度繰越を前提とした事業となっている。その上、内示、交付決定が7月頃であったため、本早期着手による工期確保の重要性については認識しており、令和元年度執行分からは年度内交付決定の実施、入札告示の開始時期の運用緩和措置等を行っていることから、これらの効果も検証した上で、必要に応じ、さらなる運用改善について検討したい。 ○機械導入 本事業については、基金事業であることから、予め策定された地域の畜産クラスター計画に基づき、年次計画に沿った機械導入をお願いいた。 また、事業実施主体においては、昨年から今年にかけて事業者を9名増員し、合計21名体制で事業に当たっており、引き続き、畜産体制の充実に努めてまいりたい。 なお、農林水産省では、本年1月から2月にかけて、現場での運用面に関する意見交換会全5回(1月所で開催)のところに、そこで提出された要望を踏まえ、畜産部門の開設(2点)、2群細な事務補助対象機械装置のリスト化&公表、③申請書類に関する留意事項(書き方)の記載と事務局向け研修会の開催(4月に全国6か所)等の改善を図っているところであります。引き続き、こうした申請事務の円滑化を図ってまいりたい。 | <施設整備> ○本事業は例年、補正予算事業のため、翌年度繰越を前提とした事業となっている。その上、内示、交付決定が7月頃であったため、本早期着手による工期確保の重要性については認識しており、令和元年度執行分からは年度内交付決定の実施、入札告示の開始時期の運用緩和措置等を行っていることから、これらの効果も検証した上で、必要に応じ、さらなる運用改善について検討したい。 ○機械導入 本事業については、基金事業であることから、予め策定された地域の畜産クラスター計画に基づき、年次計画に沿った機械導入をお願いいた。 また、事業実施主体においては、昨年から今年にかけて事業者を9名増員し、合計21名体制で事業に当たっており、引き続き、畜産体制の充実に努めてまいりたい。 なお、農林水産省では、本年1月から2月にかけて、現場での運用面に関する意見交換会全5回(1月所で開催)のところに、そこで提出された要望を踏まえ、畜産部門の開設(2点)、2群細な事務補助対象機械装置のリスト化&公表、③申請書類に関する留意事項(書き方)の記載と事務局向け研修会の開催(4月に全国6か所)等の改善を図っているところであります。引き続き、こうした申請事務の円滑化を図ってまいりたい。 | | |

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的な内容 | 具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 根据法令等 | 制度の所管・関係府省 | 団体名 | その他 (特記事項) | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | | 回答欄(各府省) |
|------|--------------|-------|---|---|---|--|-------------------|-----------------|--|---|-----------------------------------|------|----------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | | 団体名 | 支障事例 | |
| 43 | ④ 地方に対する規制緩和 | 農業・農地 | 養蜂振興法に基づく転飼許可及び蜂群配置に係る調整について、國の通知に示す「蜜源に対し蜂群数が著しく過剰にならない」という基準の明確化等 | 養蜂振興法第4条における転飼許可、及び同法第8条第1項における蜂群配置の適正等を図るための調整が合理的かつ円滑に行われる。(現行制度) | 養蜂振興法第4条(転飼の規制)及び同法第8条第1項(蜂群配置の適正等を図るための都道府県の措置等) 平成24年11月1日付け 24生畜第1518号「養蜂振興業法の施行について」(農林水産省生産局長通知) | 農林水産省 | 秋田県、滝沢市、由利本荘市、小坂町 | 福島県、川崎市、長野県、京都府 | ○養蜂振興法第2条では、養蜂者は都道府県へ届出することになっているが、その届出に際し、平成24年11月及び平成31年1月に示されたQ&Aには「届出すれば蜂群を配置してもよいわけではない!」蜂群の配置調整については各府県が地域の状況に応じて適切に判断することが求められている。しかしながら、府では、蜂群配置の調整を行うにあたり、明確な基準が無い中で判断が出来ず、届出に対して拒否も出来ないため、府内の蜂群配置をより複雑にするには各府県が地域の状況に応じて適切に判断することが適當であると考えている。 | 各都道府県のおかれた状況は、気候、地形、種類等の地理的条件が異なることから、それぞれの地域に合致した対応が必要であり、養蜂関係者や有識者等から意見を聽取及び相談するなどによって判断することが適當であると考えている。 | | | |

1

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

| 農林水産省・都道府県・市町村等との間で調整を行った結果 | | | | | | | | | | 回答欄(各府省) | |
|-----------------------------|--------------|------------|---------------------------------------|---|---|---|-----------|------------|--|---|------|
| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的な内容 | 具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省 | 団体名 | その他 (特記事項) | |
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | 団体名 | 支障事例 |
| 49 | B 地方に対する規制緩和 | 土地利用(農地除く) | 森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和 | 森林法に基づく固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報を利用するにあたり、平成24年4月1日以降に新たに森林の土地の所有者となつた旨の届出義務がある者に関する登記簿と異なる台帳記載情報について行政機関の内部で活用できるようにすること。 | 【現行制度】森林法第10条の7の2、第191条の2第1項、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に係る登記簿と異なる台帳記載情報も活用が可能になることで、地方自治体の事務の効率化・迅速化に繋がるだけでなく、森林法や森林經營管理法の目的である森林の適切な管理や経営にも資する。平成24年4月1日より前に森林の土地の所有者となつた者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報に限り、地方税法第22条の守秘義務が課される情報に該当しないこととされている。 【支障事例】森林法第10条の8第1項の伐採届について、伐採業者が立木を買い受けた場合に伐採業者等と所有者が共同で届出書を提出することされている。当該届出書の記載内容と森林部局で把握している情報とに不一致があつた場合、固定資産課税台帳により確認を行おうとしても上記のような制度があるため、受理等の作業の遅延や、受理自体ができない事態が発生している。受理等の手続が遅延するため、受理等の手續ができない事態が発生している。また森林經營管理法において、經營管理意向調査を行う際に調査が円滑に進まないことが懸念されるなど、当該法律に基づく制度の適切かつ円滑な運用にも今後支障が出る可能性がある。 | 森林法第10条の7の2、第191条の2第1項、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に係る登記簿と異なる台帳記載情報も活用が可能になることで、地方自治体の事務の効率化・迅速化に繋がるだけでなく、森林法や森林經營管理法の目的である森林の適切な管理や経営にも資する。(平成23年4月22日付け)23林整計第26号)、固定資産課税台帳記載情報の利用について(平成24年3月26日付け)23林整計第342号) | 総務省、農林水産省 | 福井市 | 若狭市、盛岡市、宮城県、仙台市、山形市、須賀川市、平崎市、岐阜県、高崎市、新潟市、福島市、山形市、出雲市、徳島市、香川県、八幡浜市、熊本市、宮崎市、宮崎市、鹿児島市 | ○各種補助事業で行う森林整備にあたり、所有者不明森林が存在した場合、固定資産課税台帳を利用した探索を試みても上記の制限がかかるため、その探索に大きな労力を費やし、森林の適切な整備や管理にも支障が出ている。 ○森林整備の集約化事業を進めるにあたり、土地の所有者情報を調査していくことがあるが、その際、情報として頼るのは土地登記簿による森林所有者等に関する情報の利用等について(平成23年4月22日付け)23林整計第26号)、固定資産課税台帳記載情報の利用について(平成24年3月26日付け)23林整計第342号) ○固定資産課税台帳に記載されている森林の土地の所有者とされた者の登記簿と異なる台帳記載情報について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者とされた者の登記簿と異なる台帳記載情報について、平成24年3月31日以前に所有者となつた者に関する税情報について情報提供を可能とするには、個別法において一定の整理が必要となるため、今後、提案内容を詳細に確認しつつ、森林法・森林經營管理法を所管する林野庁で検討いただき、それを踏まえて協議の上、対応を検討してまいりたい。 【農林水産省】平成24年3月31日以前に所有者となつた者に関する税情報については、個人情報保護等の観点から地方税法第22条による守秘義務が課されており、その例外として位置づけられた場合のみ利用ができるところ。 ○平成24年3月31日以前に所有者となつた者に関する税情報について情報提供を可能とするには、個別法において一定の整理が必要となるため、今後、提案内容を詳細に確認しつつ、森林法・森林經營管理法を所管する林野庁で検討いただき、それを踏まえて協議の上、対応を検討してまいりたい。 ○固定資産課税台帳の情報の利用については、森林法や森林經營管理法の運用に有効であると考へられるなど、一定の整理が必要であることに加え、固定資産課税台帳の情報の取扱は総務省の所掌事項であるため、今後、提案内容の詳細を確認しつつ、総務省とも協議の上、対応を検討してまいりたい。 | |

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

| 農林水産省・各府省・各県・各市町村との間で調整を行った結果 | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------------------|--------------|------------|---------------------------------------|--|---|--|--|------------|--|--|---|--|---|
| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的な内容 | 具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省 | 団体名 | その他 (特記事項) | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | | |
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | | 支障事例 | 回答欄(各府省) | |
| 64 | B 地方に対する規制緩和 | 土地利用(農地除く) | 森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等に係る規制緩和 | 固定資産課税台帳に記載される固定資産課税台帳記載情報の内部利用について、平成24年4月1日以降に森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる情報に限って、税務部局から提供を受けることができるとしている。 | 【現行制度】 平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった者の固定資産課税台帳記載情報が利用可能になることで、地方自治体の利用について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となった旨の届出の義務がある者に関する登記簿と異なる情報に限って、税務部局から提供を受けることができる。 | 【支障事例】 森林法第193条の規定に基づき、補助事業(森林環境保全整備事業等)で行う林道の整備にあたり、その際に必要な用地(林道用地、残土処理場等)は、森林所有者から無償で使用するための「土地使用承諾書」を提出してもらい開始している。所有者不明森林が存在した場合、固定資産課税台帳を利用する探索を試みても上記の制限がかかるため、その探索に大きな労力を費やし、結果としてやむを得ず一部ルートを変更する事例もあるなど、森林の適切な整備や管理にも支障が出ている。 | 森林法第10条の7の2、第191条の2、森林法に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用等について、平成23年4月22日付け23林整計第26号)、固定資産課税台帳に記載されている森林所有者に関する情報の利用について(平成24年3月26日付け23林整計第342号) | 総務省、農林水産省 | 高知県、北海道、徳島県、香川県、愛媛県、安芸市、四万十市、香美市、大豊町、佐川町、梼原町 | 吉野ヶ里市、高岡市、宮城県、仙台市、山形市、須賀川市、川崎市、福井市、岐阜県、高山市、豊橋市、京都市、出雲市、徳島市、香川県、いの町、長崎県、五島市、熊本市、宮崎市、宮崎市 | ○固定資産課税台帳に記載されている森林所有者等に関する情報の利用について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者と異なる者の登記簿と異なる台帳記載情報に限って、税務部局から提供を受けることができるようになっていている。 ○森林法第193条の規定に基づく行政機関による森林所有者等に関する情報の利用について、平成24年3月31日以前に森林の土地の所有者となつた者に関する登記簿と異なる固定資産課税台帳情報は現行制度では活用できないの確認につつ、森林法・森林經營管理法を所管する林野庁で検討いただき、それを踏まえて協議の上、対応を検討してまいりたい。 | 【総務省】 私人に係る地方税情報については、当該私人の秘密を保護するため、地方税法第22条に基づく守秘義務が課されている。令和元年度から新たに林地台帳制度が始まり、制度をより有効に活用していくため、さらに税情報を活用で平成24年4月1日以後に森林の土地の所有者となつた者に関する登記簿と異なる課税台帳記載情報を記載できるようになつた。同じく令和元年度から市町村への譲与が始まつた森林環境譲与税を財源とすることができる「新たな森林管理システム」も始まり、森林整備に円滑につなげて行くために税情報の活用範囲の拡大の必要性が益々高まっている状況がある。 | ○固定資産課税台帳の情報については、個人情報保護等の観点から地方税法第22条による守秘義務が課されており、その例外として位置づけられた場合のみ利用ができるところ。 ○森林法第191条の4に定める林地台帳において、台帳の所有者情報(現に所有する者の情報)の更新にあつては、固定資産課税台帳の情報が重要な情報源となるが、林務部局で得られるその情報に制限があるため、台帳を更新し精度を向上させることができない。結果的に森林法施行令第10条の4に定める林地台帳の情報提供に制限があるため、依頼者が守秘義務の例外として位置づけられるなど、一定の整理が必要であることに加え、固定資産課税台帳の情報の取扱は総務省の所掌事項であるため、今後、提案内容の詳細を確認しつつ、総務省とも協議の上、対応を検討してまいりたい。 |

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的な内容 | 具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省 | 団体名 | その他 (特記事項) | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | | 回答欄(各府省) |
|------|---------------|-------|---|--|---|--|--|-------------|---------------------|---|--|--|--|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | | 団体名 | 支障事例 | |
| 90 | B. 地方に対する規制緩和 | 農業・農地 | 旧農地法第74条の2の規定に基づき国から譲与された土地について、用途を廃止したときは、原とては、周辺環境の変動(住宅が建つ等の市街化)が進んでいる箇所が多く、用途廃止する場合、譲与時点での農業用以外の公共的利用(集落と繋ぐための道路、隣接集落等の雨水排水のための水路として兼用など)を整理し、事前協議していることが多い。返還が生じた場合、通常の国有農地等と同様、財務省への所管換が必要であり、事前協議から所管換の完了までかなりの期間を要している。この期間が出来た時代背景と現代では、状況は大きく変わっているが、処分までの手続きが簡素化される。また、国に返還せずに、都道府県知事の承認を受けて用途廃止する場合、一律に代替道路等の整備が条件とされているが、地域の実情に応じて、代替道路を整備せざるを得ない場合は、農林水産大臣による不要地認定及び財務省への引継ぎが必要となり、財務省から処分の手続きを行うこととなる。財務省への引継ぎに当たっては、実測・境界杭の復元・境界確定が求められており、引継ぎまでに最低でも2~3年の期間を要している。 | 【現状】 旧農地法第74条の2の規定により「國から市町村等に譲与された土地について、用途を廃止したときは、原とては、周辺環境の変動(住宅が建つ等の市街化)が進んでいる箇所が多く、用途廃止する場合、譲与時点での農業用以外の公共的利用(集落と繋ぐための道路、隣接集落等の雨水排水のための水路として兼用など)を整理し、事前協議していることが多い。返還が生じた場合、通常の国有農地等と同様、財務省への所管換が必要であり、事前協議から所管換の完了までかなりの期間を要している。この期間が出来た時代背景と現代では、状況は大きく変わっているが、処分までの手続きが簡素化される。 また、国に返還せずに、都道府県知事の承認を受けて用途廃止する場合、一律に代替道路等の整備が条件とされているが、地域の実情に応じて、代替道路を整備せざるを得ない場合は、農林水産大臣による不要地認定及び財務省への引継ぎが必要となり、財務省から処分の手続きを行うこととなる。財務省への引継ぎに当たっては、実測・境界杭の復元・境界確定が求められており、引継ぎまでに最低でも2~3年の期間を要している。 | 運用等の見直し等を行うことで、これまでよりも迅速に払い下げ等が可能になり、地域の土地利用における利便性の向上及び行政の効率化に資する。 | 旧農地法第74条の2、第80条第1項、農地法関係事務に係る処理基準について別紙2第5(2)(平成12年6月1日12構改B第404号)、農地法関係事務処理要領の制定について4-(3)-ア | 財務省、農林水産省 | 宮城県 | 福島県、川崎市、京都府、鳥取県、愛媛県 | ○当団体でも、用途廃止申請まで至るケースはないが、農政局へ返還を要するケースは年2~3件程度有り、譲与後に、周辺環境の変動(住宅が建つ等の市街化)が進んでいる箇所が多く、用途廃止する場合、譲与時点での農業用以外の公共的利用(集落と繋ぐための道路、隣接集落等の雨水排水のための水路として兼用など)を整理し、事前協議していることが多い。返還が生じた場合、通常の国有農地等と同様、財務省への所管換が必要であり、事前協議から所管換の完了までかなりの期間を要している。この期間が出来た時代背景と現代では、状況は大きく変わっているが、処分までの手続きが簡素化される。また、国に返還せずに、都道府県知事の承認を受けて用途廃止する場合、一律に代替道路等の整備が条件とされているが、地域の実情に応じて、代替道路を整備せざるを得ない場合は、農林水産大臣による不要地認定及び財務省への引継ぎが必要となり、財務省から処分の手続きを行うこととなる。財務省への引継ぎに当たっては、実測・境界杭の復元・境界確定が求められており、引継ぎまでに最低でも2~3年の期間を要している。 | 【財務省】 国有財産の管理及び処分にあたっては、財産の効用を全うさせ、常にその用途に有効に供するための方法を採用する。このことから、国有財産法第9条の5において、「各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならない」とされているところ。 特に引継ぎにあたっては、国有財産の売却や貸付を行う際に無用な支障が生じないよう、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などを確認しているところ。 ○公共事業等の事業用地に譲与対象地が含まれる場合に、事業の円滑な実施を妨げる要因となることが想定されるため、手続きに要する期間が短縮されるよう、手続の簡素化及び要件の緩和等が必要。 ○譲与財産の国への返還やその後の処分にあたっては、土地の処分に期間を要している。法定受託事務である以上、国の一定の関与が必要な性質であることから、農林水産省や財務省、譲与先である市町村等の関係機関と連携して、処分期間の短縮に努めたいと考えている。 | 【農林水産省】 売却等の処分に当たっては、境界確定等の手続きは不可欠であるため、これを不要とすることは困難。 なお、手続きに長期間を要することについては、迅速に行う観点からその実態を調査してまいりたい。 また、農道等として使用することを条件に国有農地等を市町村等に無償譲渡したものであり、代替道路等を整備しないにもかかわらず、目的外で使用する場合に、国への返還を不要とするることは困難。 | |
| 91 | B. 地方に対する規制緩和 | 農業・農地 | 旧農地法第80条第1項の規定により不要地認定を行った国有農地等について、国において当該土地を管理する運用の見直しを求める。 | 旧農地法第80条第1項の規定により農林水産大臣が不要地認定を行った国有農地等について、国において当該土地を管理する運用の見直しを求める。 | 不要地認定がされた筆について、法定受託事務による管理対象地から除外される等の制度改正がされれば、都道府県における負担の削減につながる。 | 旧農地法第78条の規定により都道府県が管理する国有農地等のうち、農業上の利用に供しないものとして旧農地法第80条第1項の規定により農林水産大臣より不要地認定がされた筆については、国有財産法第8条により原則農林水産省から財務省へ引き継ぐこととされているが、引継後の処分先の目次がつかないものについては、財務省に引継ぎを断られている。現状では財務省に17条公告が完了しても、速やかに財産処分(所管換)につなげられないのが現在の状況。加えて所管換の事前協議に時間が要し、さらに財務省側担当者の人事異動があった場合、再度最初から説明を求められることもしばしばあり、二度手間となるため負担が大きい。 一方で、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされている。都道府県が管理する根拠である旧農地法第78条第2項による法定受託は自作農の創設又はその経営の目的に供するため「同法同条第1項」に行われているところ、不要地認定された土地はこの目的に沿うものではないため、上記状況は適正かつ効率的である。 なお、平成31年3月末時点では、平成31年3月末現在、台帳に登載している国有農地は158筆、不要地認定済みの筆は半分も満たない。「平成31年までに国有農地を処分出来る状況にする。」という国の方針に基づき、各府省は国有財産の適正な方法による管理及び処分を求められており、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされていることを確認の上、引継ぎを行っている。 | 旧農地法第78条第1項、第2項・第80条第1項 旧農地法施行令第15条、第16条第1項 | 財務省、農林水産省 | 宮城県 | 福島県、新潟県、長野県、京都府、愛媛県 | ○当団体では、平成31年3月末現在、台帳に登載している国有農地は158筆、不要地認定済みの筆は半分も満たない。「平成31年までに国有農地を処分出来る状況にする。」という国の方針に基づき、各府省は国有財産の適正な方法による管理及び処分を求められており、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされていることを確認の上、引継ぎを行っている。 一方で、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされている。都道府県が管理する根拠である旧農地法第78条第2項による法定受託は自作農の創設又はその経営の目的に供するため「同法同条第1項」に行われているところ、不要地認定された土地はこの目的に沿うものではないため、上記状況は適正かつ効率的である。 なお、平成31年3月末時点では、平成31年3月末現在、台帳に登載している国有農地は158筆、不要地認定済みの筆は半分も満たない。「平成31年までに国有農地を処分出来る状況にする。」という国の方針に基づき、各府省は国有財産の適正な方法による管理及び処分を求められており、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされていることを確認の上、引継ぎを行っている。 | 【財務省】 管理番号90において回答した通り、国有財産法第9条の5の規定に基づき、各省各府省は国有財産の適正な方法による管理及び処分を求められており、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされていることを確認の上、引継ぎを行っている。 一方で、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされている。都道府県が管理する根拠である旧農地法第78条第2項による法定受託は自作農の創設又はその経営の目的に供するため「同法同条第1項」に行われているところ、不要地認定された土地はこの目的に沿うものではないため、上記状況は適正かつ効率的である。 なお、平成31年3月末時点では、平成31年3月末現在、台帳に登載している国有農地は158筆、不要地認定済みの筆は半分も満たない。「平成31年までに国有農地を処分出来る状況にする。」という国の方針に基づき、各府省は国有財産の適正な方法による管理及び処分を求められており、境界の確定等による財産の特定や無断使用の排除などが適切になされていることを確認の上、引継ぎを行っている。 | 【農林水産省】 当県において管理している国有農地のうち不要地認定済みの土地は103筆あるが、引継後の処分先の目途がつかないものについても、財務省に引継ぎを受けてもらえないことから、県による管理が続く見込みであることは、財務省による見回りや草刈業務発注後の履行確認、住民からの問合せ、境界確定申請の対応、財産処分のための境界確定等々、国有農地等を市町村等に無償譲渡したものが含まれてしまう場合も上記の手続きを終る必要があるため、事業が遅れる原因になることが想される。 現状で踏まえ、返還時の処分までの手続の簡素化、及び、代替道路を整備せず、かつ国へ返還しないで手続を進められるよう運用の見直しを求める。 |
| 102 | B. 地方に対する規制緩和 | 農業・農地 | 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に係る市町村計画を作成することができる基準の緩和 | 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に係る市町村計画を作成することができる基準の緩和 | 市町村が新たに計画を作成することで、規模拡大を進めながら、畜産振興を図ることができる。 | 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律に係る市町村計画を作成することができる基準の緩和 | 農林水産省 | 岡山県、中国地方知事会 | 中国地方知事会と共同 | 川崎市、京都府 | ○当団体内でも、一部の市において飼養密度が要件を満たさず、計画を策定できない状況が出てくる可能性があり、当該市には今後の中核的な担い手となる畜産農家も存在するため、今後の畜産振興策に支障が出る可能性がある。 ○本県においては、今のところ酪農・肉用牛とも計画が作成できないといった事例はない。各々の市町村で諸条件は異なり、畜産を振興したい市町村を飼育密度のみで除外することは不適と考えられるため、弾力的な運用をお願いしたい。 【課題】 近年、畜産農家については、生産基盤強化の結果、大規模化が進み、1戸あたりの飼養規模は拡大しているものの、飼養戸数が減少していることから、区域内の飼養頭数の要件は満たしているにもかかわらず、飼養密度の要件を満たさないため、計画を作成できない市町村が存在する。実際に、計画を作成できるA市が7倍の頭数を飼養するB市や、計画を作成できるC市が計画を策定できないといった状況にある。これらの中には現に計画策定のニーズを有している市町村が存在する。 計画を作成できることで、近代的な酪農経営及び肉用牛経営を育成していくに適した市町村と認められず、個別の補助事業対象にならないといった支障が生じており、市町村が、規模拡大を進めながら、畜産振興を図る上で障害となっている。 | 本法では、酪農及び肉用牛生産の合理的な発展を図るためにふさわしい市町村に必要な最低限の条件を定めるとともに、その市町村に對して重点的な施策展開を図ることを目的として市町村計画を作成することができる市町村の基準を定めている。 このうち、「飼養密度」の基準については、乳牛又は肉用牛の飼養頭数が多くてもそれを越える市町村が少ないので、近代的な酪農経営及び肉用牛経営を多く育成してゆくのに適した市町村においては、酪農及び肉用牛生産の合理的な発展を図るために設けている。 なお、一部の補助事業では、重点的な施策展開を図るために、市町村計画の作成を行っているが、例えば、強い農業・担い手づくり総合支援交付金では市町村計画を作成した市町村の区域内又は都道府県知事が適当と認める市町村の区域内を事業実施地域と定めるなど、補助事業毎に一定の配慮を行っている。 | |

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的な内容 | 具体的な支障事例 | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省 | 団体名 | その他 (特記事項) | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | | 回答欄(各府省) |
|------|--------------|-------|------------------------------|---|--|--|-----------------|---|---|---|---|------|----------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | | 団体名 | 支障事例 | |
| | | | | | | | | | | | | | |
| 120 | B 地方に対する規制緩和 | 農業・農地 | 多面的機能支払交付金の返還額が生じた場合の手続きの簡素化 | 農業者等で構成する活動組織に対する多面的機能支払交付金に返還額が生じた場合、翌年度以降の交付金との相殺交付を可能とする。 | 【現行制度】多面的機能支払交付金は、国から都道府県、都道府県から市町村、市町村から活動組織への流れで交付されている。交付額は田畠等の面積に応じて算定し交付されているが、活動の実績により執行残が生じる場合がある。その場合の執行残の取扱については、活動期間中、翌年度への持越しは可能であるが、国の指導により持越し額が多くなると返還を求められる。対象農地の減少による返還の場合には返還相当額を次年度の交付金と相殺することが可能となっているが、それ以外の場合では翌年度以降の交付金との相殺はできず、返還手続きを要する。 【支障事例】活動組織が交付金の執行残を返還する場合、要領に基づき当該年度の交付金を受け取ったうえで返還手続きを行う必要があるが、経由する市町村、県によってもそれぞれ手続きが必要となり負担となる。本県の例を挙げると、活動組織は県内47市町村に所在しており、執行残がある場合、①活動組織が市町村へ返還申出書を提出し、返還金を納入する。②次に、市町村が各活動組織からの返還申出書を基に市町村分の返還報告書を取りまとめ、県へ提出し、返還金を納入する。③最後に、県が47市町村分の返還報告書を取りまとめ、国へ提出し、返還金を納入する。なお、一連の作業には3か月程度の期間を要する。 | 活動組織にとっては、返還手続きに掛ける労力を本来業務である農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 第2条第1項、第6条第2項 多面的機能支払交付金実施要綱別紙の第9、別紙2の第9 多面的機能支払交付金実施要領 第1の15(2)、第2の18(2) | 農林水産省 | 埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、上越市、石川県、岐阜県、兵庫県、鳥取県、熊本県、熊本市、宮崎県、宮崎市 | 宮城県、白河市、川崎市、上越市、石川県、岐阜県、兵庫県、鳥取県、熊本県、熊本市、宮崎県、宮崎市 | ○活動組織が交付金の執行残を返還する場合、要領に基づき当該年度の交付金を受け取ったうえで返還手続きを行う必要があるが、経由する市町村、県によってもそれぞれ手続きが必要となり負担となっている。当県の例を挙げると、活動組織は県内36市町村に所在しており、執行残がある場合、①活動組織が市町村へ返還申出書を提出し、返還金を納入する。②次に、市町村が各活動組織からの返還申出書を基に市町村分の返還報告書を取りまとめ、県へ提出し、返還金を納入する。③最後に、県が36市町村分の返還報告書を取りまとめ、国へ提出し、返還金を納入する。なお、一連の作業には3か月程度の期間を要する。 ○毎年度、執行残が生じた場合、翌年度への繰越金としているが、多面的機能支払交付金制度は5年間の計画であることから、5年目の活動終了年度には活動組織によって返還額が生じている。相殺交付を可能とすることは、繰越金の減少、返還金発生防止の効果が期待され、あわせて、返還金が生じた場合の返還報告書や返還金納入などの手続きが省略され、活動組織、行政の事務手続きの負担軽減に繋がる。 ○当県の活動組織は県内19市町に600余り在所している。昨年度、高齢化や担い手不足に伴う対象面積の見直しや転用による農地面積の減少により、交付金の返還が生じた。一連の作業には4か月程度の期間を要し、経由する市町、県にとって負担となっている。 ○活動組織の執行残の補助返還は、事業の仕組み上、市町村及び県を経由して返還手続きを行ったため、それぞれの機関において、補助金返還に係る手続きが負担となっている。県内各地に所在する活動組織の執行残に係る取扱いも、各市町村分を取りまとめて、国への返還手続きを行ったため、期間を要する。 ○これまで、活動組織における執行残の返還事例は無いが、今後持越金が増加してきた組織において補助金返還を要する事例も想定される。 ○当県では、市町村毎に交付単価を定めており、地域の実情に合った単価を設定しているところですが、持越金額の増加や余剰金の返還が生じております。また、毎年度、対象農用地面積の減少や使い切れなかった交付金の返還額が1,500万円を超えており、過年度返還の予算確保や活動組織からの返還手続きに時間を要しております。また、各活動組織からの返還額が生じた場合に、翌年度交付金との相殺交付が可能となれば、事務手続きの大大幅な軽減となり、更に、予算が不足している長寿化へ割当が可能となり、年度交付金を有効に活用することができる。 ○当県では39市町村に多面的機能支払交付金を交付しているが、同様の事例が発生しており、平成29年度は43件、平成30年度は3件の返還を行っている。また、返還手続きに要する期間も3ヵ月程度かかっていることから、翌年度交付金との相殺交付が可能となれば、活動組織、行政それぞれで事務負担の軽減ができる。 ○当市においても、執行残の返還を行う活動組織が存在し、返還の手続きが必要となっている。翌年度以降の交付金との相殺が可能となれば、活動組織・行政双方の事務負担の軽減につながる。 ○活動組織の執行残額を国に返還する場合、市が各活動組織に対し納付書を発行し、組織から金融機関で納入してもらった後、市が県に対し返還金を支出する。翌年度以降の交付金と相殺が可能となると、返還金の納付事務や支出事務が簡素化される。 | 多面的機能支払交付金は、活動計画に位置付けた共同活動が適切に行われれば多額の執行残が発生することは見込まれない交付水準を設定しており、その活動計画に基づく共同活動の計画的な実施に当たり、必要な範囲において交付金の翌年度への持越しを認めているところである。 仮に、このような趣旨に反して持越し額が大きくなる場合には、共同活動の実施に必要な額を精査し、それを上回る額は不用額として予算の適切な執行を図るべきものである。 転用等により農用地ではなくなる場合には、活動計画の開始年度以降の当該農地の面積に応じて交付した交付金の廻し返還を求めるものであり、当該事務の手続きに係る活動組織の負担軽減を図るために、例外的に相殺交付ができるよう規定しているところ。 これらのことを踏まえ、各都道府県においては、交付金の適切な執行及び交付事務が行われるよう、活動組織に十分な指導をお願いしたい。 | | |
| 122 | B 地方に対する規制緩和 | その他 | 公営競技の施行団体の指定申請に関する都道府県経由の廃止 | 【支障事例】市町村が公営競技の施行団体となるために、競馬法等の規定に基づき、2年おきに総務大臣に指定申請し、指定を受ける必要がある。ちなみに都道府県は指定が不要である。 【制度改正の必要性】したがって、公営競技の指定とそれ以外(財政状況の把握等)の事務について、整合性が取れないといふことから、政令市の当該指定においては、県の意見書を付すことなく、県を経由せずに直接国に書類を出すべきものと考える。政令市は大都市に見合う財政上の特例が認められているので、このような事務でも配慮が必要と考える。 | 二重のヒアリング、書類提出後の調整業務等による負担が軽減され、スマートな事務執行が図られる。 【支障事例】市町村が公営競技の施行団体となるために、競馬法等の規定に基づき、2年おきに総務大臣に指定申請し、指定を受ける必要がある。ちなみに都道府県は指定が不要である。 【制度改正の必要性】したがって、公営競技の指定とそれ以外(財政状況の把握等)の事務について、整合性が取れないといふことから、政令市の当該指定においては、県の意見書を付すことなく、県を経由せずに直接国に書類を出すべきものと考える。政令市は大都市に見合う財政上の特例が認められているので、このような事務でも配慮が必要と考える。 | 競馬法第1条の2第2項、モーターボート競走法第2条 | 総務省、農林水産省、国土交通省 | 埼玉県、神奈川県 | 川崎市 | — | 【総務省】今回の御要望については、関連する他の制度における取扱い等も勘案しつつ、検討する。 【農林水産省】市町村が公営競技の施行団体となるために、競馬法等の規定に基づき、2年おきに総務大臣に指定申請し、指定を受けることを規定している。 一方、この規定に当たる県の意見書を総務大臣であて提出する規定については、総務省通知に基づくものであると承知している。 【国土交通省】モーターボート競走法は国土交通省及び総務省が所管しているが、法第2条に基づく施行者の指定手続きに関する本提案(「県は当該指定を受けるに当たり、総務省通知に基づき、各市町村の提出書類を取りまとめた上で、指定を受ける財政上の必要性等の意見書を作成し、総務大臣に提出する」)においては、その内容が法令上に規定されているわけではなく、地方自治の財政に係る観点から総務省において手続きを定めたものであると想定されるため、本提案の是非について、国土交通省としては判断できない。 | | |
| 168 | B 地方に対する規制緩和 | 環境・衛生 | 外来生物法に基づく飼養等の許可制度の規制緩和 | 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」第5条に規定されている飼養等の許可に付される条件について、地方公共団体の公益性を鑑み、報告内容を簡易化など、基準の緩和を図ること。 本県では、特定外来生物による農業被害が発生しており、特にクビアカツヤカミキリの被害が増大している。 本県が直面しているように年間千頭以上の大容量飼養が必要な状況下で、かつ、逃出防止措置をとっている公共の研究施設内における飼養について、对象生物の特徴を踏まえた管理方法を設定すること、公共試験研究機関における適正な管理下での飼養については、報告内容を簡易なものとする(1日単位の増減管理ではなく月単位や試験終了時の増減記録にすることなど)により、管理に係る労力が削減される、効果的な防除や農薬試験等に注力することが可能となる。 本県が直面しているように年間千頭以上の大容量飼養が必要な状況下で、かつ、逃出防止措置をとっている公共の研究施設内における飼養について、对象生物の特徴を踏まえた管理方法を設定することで、その生物の本來の生態に即した環境での農業の葉物試験等を効率的に行えるようになるため、更に効果的な駆除方法の確立が可能となる。 地方公共団体による特定外来生物の研究成果は、地域農家等に還元されるものあり、民間企業が行う営利目的のものではないことから、機動的な対応が可能となることを求める。 | 対象生物の特徴を踏まえた管理方法を設定すること、公共試験研究機関における適正な管理下での飼養については、報告内容を簡易なものとする(1日単位の増減管理ではなく月単位や試験終了時の増減記録にすることなど)により、管理に係る労力が削減される、効果的な防除や農薬試験等に注力することが可能となる。 本県が直面しているように年間千頭以上の大容量飼養が必要な状況下で、かつ、逃出防止措置をとっている公共の研究施設内における飼養について、对象生物の特徴を踏まえた管理方法を設定することで、その生物の本來の生態に即した環境での農業の葉物試験等を効率的に行えるようになるため、更に効果的な駆除方法の確立が可能となる。 地方公共団体による特定外来生物の研究成果は、地域農家等に還元されるものあり、民間企業が行う営利目的のものではないことから、機動的な対応が可能となることを求める。 | 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第5条 「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」第7条 「環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件」二十二 | 農林水産省、環境省 | 栃木県、茨城県、群馬県 | 愛媛県 | — | 【農林水産省】クビアカツヤカミキリは、特定外来法上、環境省の単管種であり、農林水産省から回答するべき事項は無い。 【環境省】外来生物法において、特定外来生物の飼養等の許可や届け出に係る单位について、通常個体数を用いておりますが、生物の分類群によつては個体数の把握が困難な場合もあるため、量を表す単位(kg等)での届出でも構わないことになっており、現行制度においてもご負担の低減が可能であると考えております。また、どうしても数量が多く、厳密に数を把握することが困難な場合については管轄の地方環境事務所にて相談をお願いいたします。 本件については適正な規制を図る観点から、ご懸念の点について許可事務を取り扱っている地方環境事務所等に情報共有を図っております。 | | |

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的内容 | 具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 根拠法令等 | 制度の所管・関係府省 | 団体名 | その他 (特記事項) | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | | 回答欄(各府省) |
|------|--------------|----------|---|--|---|---|---|-------------|------------------------------|---|--|--|----------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | | 団体名 | 支障事例 | |
| 186 | B 地方に対する規制緩和 | 消防・防災・安全 | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法における合併施行の迅速化 | 原形復旧に係る災害復旧事業と、同事業実施時の施設の形状・材質等を変更・追加し、施設の効用を増大させる部分の事業については、地方単独で行うこととなる。この場合の事務手続きについては、一度、原形復旧を行う仮定の設計書を作成し、災害査定を受けた上で、改めて合併施行に係る本末の設計書を作成し、設計変更協議を行わなければならず、事務手続きが煩雑で多くの時間を要する。例えば、当市では、平成27年の豪雨による水位上昇で河川敷緑地の園路の土砂が流出し、原形復旧工事を施したが、昨年も同様に被災したため、再度の被災を防ぐべく、真砂土にセメントを混合し固形化する事業を市単独費で実行することを決めた。被災は昨年の7月であり、災害査定は12月に実施されたが、その後の合併施行による設計変更協議は3月から始まり、5月末現在も続いている。このように、災害査定を行った上で改めて合併施行による設計変更協議を行う現行制度では、事業を早期に着手することができない。 | 原形復旧に係る災害復旧事業において、災害査定後合併施行に係る災害復旧事業の迅速化を図ることで、災害査定後速やかに事業着手ができる。 | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第7条 | 農林水産省、国土交通省 | 尼崎市 | 福井市、大阪府、岡山県、松山市、新居浜市 | ○合併施行の申請手続き等が煩雑であるため、施設の効用を増大させる部分の事業については、災害査定の設計書には入れず工事発注を行い、別工事で地方単独費にて対応している。そのため、合併施行を行う場合でもその費用を按分して災害査定を受けることが可能になれば、事務の簡素化に繋がると考える。 ○当該道府県は同じく合併施行による設計変更協議がある。この災害関連事業の実施にあたっては、災害復旧事業と災害関連事業では補助者が異なることから、それについて災害査定を行う必要があるが、これらの申請を同時に受け、査定することで事業を早期に着手することができる。 【国土交通省】 合併施行とは、災害復旧事業と他の事業を合併して実行することをいい、国土交通大臣の同意による設計変更の手続を必要です。(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第7条第5項) ご提案の、当初から施設の効用を増大させる部分の工事を含めた災害査定を実施することについては、災害査定を行った上で、災害復旧工事費を確定させた後でないと、施設の効用を増大させる部分が不明確であるため、困難です。 | | | |
| 187 | B 地方に対する規制緩和 | 農業・農地 | 地域未来投資促進法または農村促進法等に基づく計画を作成して工業団地等を拡張する場合の農用地区域における経済波及効果や地域全体の農地の確保状況等を踏まえた都道府県知事の判断により適用除外できる旨の規定を追加すること。 | 地域未来投資促進法に基づく計画を作成して、工業団地や工場に隣接する農用地を拡張するため、農用地区域の除外における経済波及効果や地域全体の農地の確保状況等を踏まえた都道府県知事の判断により適用除外できる旨の規定を追加すること。 | 【現状】 雇用創出による若者の転出抑制や、還流の促進による農村集落の活性化が期待でき、東京一極集中の是正に寄与する。 【支障事例】 ①農地の開拓や整備による農業生産性の向上。 ②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること。 ③面積規模が最小限であること。 ④面的整備を実施して年経過していない農地を含めないこと。 ⑤農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること。 【支障事例】 当該法律の基本方針に定める農用地等の利用調整に必要な条件は、農振法第13条第2項で規定されている農用地区域からの除外の5要件とほぼ同様であることから農用地区域からの除外が困難であり、地域の企業立地ニーズに対応した土地利用ができないこと、特に農用地区域外での開発を優先するこの条件が一律に適用されており、工業団地の拡張時の支障事例となっている。 加東市は工業団地の隣接地に拡張を計画し、予定地が農用地区域であるため、農村産業法の活用と視野に入れて調整を行った。しかし、用地造成による経済性や企業の立地ニーズは斟酌されないため、農用地区域外での開発を優先させるという要件を満たせず、計画の見直しをせざるを得ない状況となっている。また、農用地区域からの除外を行ふ場合、代替農地の確保を求められるが、市内には既に一回の新たに指定できる農地は残っていないことも大きな障壁となっている。 | 雇用創出による若者の転出抑制や、還流の促進による農村集落の活性化が期待でき、東京一極集中の是正に寄与する。 【支障事例】 ①農地の開拓や整備による農業生産性の向上。 ②周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること。 ③面積規模が最小限であること。 ④面的整備を実施して年経過していない農地を含めないこと。 ⑤農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること。 【支障事例】 当該法律の基本方針に定める農用地等の利用調整に必要な条件は、農振法第13条第2項で規定されている農用地区域からの除外の5要件とほぼ同様であることから農用地区域からの除外が困難であり、地域の企業立地ニーズに対応した土地利用ができないこと、特に農用地区域外での開発を優先するこの条件が一律に適用されており、工業団地の拡張時の支障事例となっている。 加東市は工業団地の隣接地に拡張を計画し、予定地が農用地区域であるため、農村産業法の活用と視野に入れて調整を行った。しかし、用地造成による経済性や企業の立地ニーズは斟酌されないため、農用地区域外での開発を優先させるという要件を満たせず、計画の見直しをせざるを得ない状況となっている。また、農用地区域からの除外を行ふ場合、代替農地の確保を求められるが、市内には既に一回の新たに指定できる農地は残っていないことも大きな障壁となっている。 | 地域未来投資促進法第3条第2項第1号～第11条第3.4項、第17条 ・地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本方針(告示)第1へ(2) ・農村産業法第5条第4項第3号、第13条 ・農村地域への産業の導入に関する基本方針(告示)1(3) | 農林水産省、経済産業省 | 兵庫県、京都府、神戸市、加東市、和歌山県、島根県、八代市 | 盛岡市、山形市、川崎市、新潟市、大垣市、豊橋市、岡山県、八代市 | ○国による規制にしばられるごとなく、地方創生・地方自治の主体性・自立性を尊重すべく、自治体の責任において、今後、圃場整備の計画がなされる農業としての発展が見込めない農振農用地については、農用地等による開拓や整備等を行う場合については、「農用地等における乱開発や職権濫用を防ぐため自治体の基本計画による農振条例を行なうことで、農地の開拓や整備を行う場合に限り、開拓をスムーズに行えるよう変えていくことが適当な土地に含まれない土地」(農振法第4項、政令第8条第1項第3号)として、農用地区域からの除外が可能となっている。 ○当市は、市街化区域内に空き用地が不足していることから、事業拡大に伴う抗議・移転の際に候補地が農用地区域となってしまいます。しかし農用地区域からの除外が困難であるため、事業者から当該法律の支障内容である規制の特例措置を利用したい旨相談を受けるが、他市支障事例にもあるように事実上利用できないため、事業拡大及び地域経済の発展の支障事例となっている。 ○現在、土地改良事業等元々後8年末経過の農地は、農用地区域内外からの除外ができます。転用するところが困難な状況にある。また、農村産業法及び地域未来投資促進法のいずれの法律を活用する場合においても、土地利用の調整が必要となる農地を区域に含むケースでは、区域設定に当たって、農村産業法では実施計画策定、地域未来投資促進法では基本計画策定の際に、事業者の立地ニーズを踏まえた面積規制とするよう定められているが、工業団地整備後に公募によって立地事業者を決定する計画の場合には、整備着手前の時点では事業者の立地ニーズが確定しておらず、両法の仕組みが活用できない。面的・線的整備に際わらず、8年末経過の受益地に係る農用地区域内外からの除外を可能とする措置を求める。 ○地域未来投資促進法において、農用地区域からの除外や農地転用が可能となる特例措置があるが、農用地区域について土地利用調整計画を整備する前には、土地利用調整を整備する前には、土地利用調整を整備する前には、農振法第13条第2項で規定されている農用地区域の除外の5要件とはほぼ同様であるため、農地利用の調整が困難であることが分かる。 ○地域未来投資促進法を活用して、高速道路のインターチェンジ周辺のまとまった広さの土地(農振法で規定されている農用地区域)で企業の立地ニーズに合わせようと zwar して、農地の機会を失うことがある。提案団体の求め、基本方針①の取扱いを含め、農用地区域からの除外における弹性的な運用がなされれば、迅速な対応が可能になると見える。 ○すでに支障事例に記載があることに關注し、当市においても企業進出の際の用地検討で支障となる可能性が高い。 ○現在、当市では産業等用地が不足しており、将来的に既存工業団地の拡張や企業の増設が見込まれることから、提案事項に賛同するものです。 ○現在、市内外を問わず、企業から産業団地の空き分譲地に関する問い合わせがあるものの、市内すべての産業団地で分譲が完了しており、希望に応えることができない状況が続いている。 また、産業の活性化と魅力ある雇用機会の創出のためには、企業誘致や市内企業の業務拡大による移転拡張の受け皿として、さらなる用地の確保が必要となっているが、その動きにも支障を来している状況にある。 そのような中、最近、市内企業からは、今後事業を拡大する上での現地の事業用地では狭く、市内での移転拡張用地を求めていたといった相談が数件寄せられている。しかし、交通アクセス、周辺環境、希望面積等の企業ニーズを勘案すると、立地希望場所が農振農用地区域内外農地を含む市街化調整区域であり、農振法や農地法、都市計画法などの規制から、開発の実現が困難となっている。このままの状況では、これまで本市の産業振興や地域牽引に貢献していた企業が近隣自治体へ流出してしまう事態が懸念される。 このようなことから、地域未来投資促進法や農村産業法を活用した土地利用調整は、産業用地の確保に有効な手段と考えられるため、より活用しやすい制度への改正を求めたい。 | 現行では、地域未来投資促進法及び農村産業法の計画に基づき、やむを得ず農用地区域内の農用地に工業団地等の開発用地を求める場合には、「農用地等による乱開発や職権濫用を防ぐため自治体の基本計画による農振条例」(農振法第4項、政令第8条第1項第3号)として、農用地区域からの除外が可能となっている。 また、これらの法律の一部改正の際の国会の附帯決議において、「…国が定める基本方針において、「…市街化区域内など農用地区域外での開発を優先すること…」を明記すること」とされることは踏まえ、その旨を周知することとしている。 このため、現行制度の下においても、農用地区域外での開発が困難で、やむを得ず農用地区域又は産業導入地に農地を含めることができることとしている。 御提案のような事例が発生していることを踏まえ、農用地区域以外での開発優先の原則にかかるわざず、やむを得ず農地を含める場合の判断基準について、通知により明確化を図ることとともに、担当者会議等においてその旨を周知することとしている。 なお、提案書中具体的な支障事例において、「農用地区域からの除外を行ふ場合、代替農地の確保を求めるような指導等は行っていないことから、その旨を担当者会議等で周知することとした」。 | |
| 197 | B 地方に対する規制緩和 | 消防・防災・安全 | 災害復旧事業における机上査定の実施の簡素化 | ドローンで撮影した動画や静止画等により被害状況の的確な把握が可能となることを踏まえ、頻発する局地的大雨等による甚大な被害に対し、災害復旧対策を実施するため、現状300万円未満としている機上査定上限額を整備し、機上査定の対象である2,000万円未満に引き上げ、災害査定を簡素化すること。 本県では激甚災害に指定されない規模の災害も頻発しており、平成30年は220件の被災があったが、そのうち機上査定の実施が可能な被災箇所は41件(18.6%)に止まっている。(机上査定上限額が2,000万円未満に引き上げられれば、机上査定の実施が可能な被災箇所は173件(78.6%)になる。) 今後も災害が頻発することを考えると、現行の机上査定上限額では、災害査定の事務手続きを迅速に実施することができない。 | 災害復旧事業費を決定する災害査定は、原則として実地にて行うものであるが、被災箇所が300万円未満の場合、現地土木事務所等で被災箇所を写真や設計書等の資料のみで確認する機上査定を実施することができる。 【支障事例】 本県では激甚災害に指定されない規模の災害も頻発しており、平成30年は220件の被災があったが、そのうち機上査定の実施が可能な被災箇所は41件(18.6%)に止まっている。(机上査定上限額が2,000万円未満に引き上げられれば、机上査定の実施が可能な被災箇所は173件(78.6%)になる。) 今後も災害が頻発することを考えると、現行の机上査定上限額では、災害査定の事務手続きを迅速に実施することができない。 | 機上査定限度額を引き上げることで、実地査定の件数が減り、災害査定に要する人員の負担軽減や査定時間の縮減を図ることができ、速やかな災害復旧対策の実施に資する。 | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第7条 ・公共土木施設災害復旧事業査定方針第12-1 ・大規模災害査定方針による公共土木施設災害復旧事業査定方針 | 農林水産省、国土交通省 | 兵庫県、京都府、堺市、神戸市、和歌山県、鳥取県 | 新潟県、岡山県、松山市、新居浜市 | ○近年の気象状況を鑑みると、災害が頻発することが予想される。机上査定限度額を引き上げることで、災害査定の事務手続きの簡素化、迅速化を望む。 ○平成30年7月豪雨に於いて、大規模災害時ににおける査定方針により査定手続きの効率化ルールが適用された。しかし、その後に発生した台風24号による災害においては、要件を満たさないため、効率化ルールは適用されなかった。7月豪雨による災害で多数の被災箇所の復旧に応対している中、さらに台風24号の対応に追われ、さらなる労力を必要としたことから、査定の効率化と早期の復旧を図るために、大規模災害査定方針が適用された。 ○激甚災害に指定されない規模の災害の机上査定上限額が引き上げされることにより、災害査定の事務手続きを迅速に実施することが出来ると考える。 ○当県は特に移動時間に時間を取られ、被災箇所が離れる場合には、1班で確認できる件数が極端に少くなり、査定行程に苦慮している。静止画や動画などの技術向上により、机上に置いても被災状況の的確な把握が可能となったことから机上査定の上限額の引き上げが可能となれば査定の効率化を図ることができる。 | 【農林水産省】 机上査定は、激甚災害の際の大規模査定方針の適用時のほか、効率的な災害査定を行つため、激甚災害に指定されない規模の災害であっても、その内容に応じ個別に協議することで、現行においても対応可能となっている。 【国土交通省】 効率のよい災害査定を実施するため、公共土木施設災害復旧事業査定方針第12-1の規定により「申請額が300万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地査定が困難である箇所については机上にて査定を行う」とされています。 災害査定は、災害査定官が、災害復旧事業費の決定のための査定に当たり、現地を確認したうえで、復旧工法が適切かどうか判断することを原則としているため、現時点で限度額を緩和することは困難です。 | |

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的な内容 | 具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | | | | | | 回答欄(各府省) |
|------|--------------|-------|--|--|---|--|---------------|--------------------------------------|--------------------------|--|--|--|
| | 区分 | 分野 | | | | 団体名 | その他 (特記事項) | 団体名 | 支障事例 | | | |
| 215 | B 地方に対する規制緩和 | 農業・農地 | 食料安全保障確立対策推進交付金(消費・安全対策交付金)について、早期の交付決定の実施 | 【現状】本県は、植物防疫法第19条第1項に基づく国の協力指示に基づき、当該交付金を活用して特殊病害虫の緊急防除に取り組んでいる。具体的には、国(植物防疫所)が調査及び廃棄植物の指定(廃棄命令)を行い、県が損失補償及び伐採等廃棄を実施している。 ※都道府県や市町村に対し協力指示を発出する場合は、必要経費に係る予算の裏付けを徹底する | 交付金の交付決定を早期に実施するとともに、事業の必要性及び予算措置を十分に検討した上で、地方に協力指示を発出することで、地方に不要な事務を負わせることが無くなり、行政の効率化や、適切な伝染性疾病・病害虫の発生予防・蔓延防止対策につながる。 【支障事例】過去3年にわたり、年度当初配当額は事前協議時に提出した感染確認している樹木に係る処分費用の括算額を大幅に下回っており、また、年度途中にも国の指示に従い、その時点に不足している所要額を積算し、追加交付を希望するものの、内示が遅れ、年度内の感染樹木の伐採・廃棄等ができなかった。植物防疫所の検定の結果、感染していることが判明した際には、植物防疫所の職員とともに感染樹木の所有者宅を訪問し、調査結果を伝えるとともに伐採協力と損失補償手続について説明しているが、内示の遅れにより廃棄手続を進めることができないところから、自治体に対して所有者からのクレームが多く寄せられているほか、訪問時点では伐採に了承していたが意見を翻す事例も発生し、その対応に時間を費やしている。また、予算の執行管理が煩雑になるなど、地方の事務執行に甚大な支障が生じている。 | 植物防疫法第17条第1項、第19条第1項・第3項、第20条第1項・第3項 プラムボックスウイルスの緊急防除に関する省令第5条 消費・安全対策交付金交付要綱別表1Ⅲ-4-(4) | 農林水産省 | 神奈川県、横浜市、海老名市 | 栃木県 | ○近年、全国的に重要病害虫の発生報告事例が増加しており、当県においても緊急防除が必要となる病害虫の発生に対応が求められる可能性がある。 | 食料安全保障確立対策推進交付金(消費・安全対策交付金)の特許病害虫緊急防除におけるプラムボックスウイルスの緊急防除については、提案自治体と協議を行い、所要額の交付に努めてきたところであるが、対象の都府県全体で見ると当初見積もりを越える伐採需要があったことから、交付決定時期について、提案自治体の要望に十分沿えない場合もあったところである。 プラムボックスウイルスの緊急防除に関する省令第5条 消費・安全対策交付金交付要綱別表1Ⅲ-4-(4) | 食料安全保障確立対策推進交付金(消費・安全対策交付金)の特許病害虫緊急防除におけるプラムボックスウイルスの緊急防除については、提案自治体と協議を行い、所要額の交付に努めてきたところであるが、対象の都府県全体で見ると当初見積もりを越える伐採需要があったことから、交付決定時期について、提案自治体の要望に十分沿えない場合もあったところである。 プラムボックスウイルスの緊急防除に関する省令第5条 消費・安全対策交付金交付要綱別表1Ⅲ-4-(4) |
| 216 | B 地方に対する規制緩和 | 農業・農地 | 園芸用施設の設置等の状況把握、地域特産野菜生産動態等調査把握、地域特産野菜生産状況調査及び特産果樹生産動態等調査 | これらの3調査については、園芸用施設の設置状況や地域の野菜・果樹の詳細な栽培状況等について調査するものであるが、都道府県及び市町村を調査対象または経由として行っている。 一方で、調査項目は、県や市町村でも、新たな扱いの手参りがあつた場合や、補助金を活用して施設を新設した場合に取扱った情報しか持っていない場合が多く、その他の情報は職員が個人的に見聞きした程度のものに留まり、詳細かつ正確なデータを把握していない場合が多い。また、国の調査依頼が来てから、域内の農協等に確認を行う場合があるが、連絡・調整に膨大な時間が掛かっているとともに、この確認を行っても把握できない場合があるのが実態である。 県としてはこれらの調査を実施する必要性を感じておらず、現にこの調査の結果を政策立案の根拠として活用しているわけでもないため、本調査について、農林業センサスや作況調査等の別の調査に統合する等の見直しを行い、都道府県及び市町村の事務の廃止を行うこと。 | 事務を廃止することで、都道府県や市町村の事務的な負担が軽減される。また、当該調査を国が農林業センサスや独自調査に統一された方法で精度の高いデータを収集し公表されれば、国、県、市町村での政策立案に資する。 | 【園芸用施設の設置等の状況把握】園芸用施設の設置等の状況把握実施要領 【地域特産野菜生産状況調査】統計法第19条第1項 地域特産野菜生産状況調査実施要領 【特産果樹生産動態等調査】果樹農業振興特別措置法第6条 特産果樹生産動態等調査実施要領 | 農林水産省 | 神奈川県、埼玉県、さいたま市、藤沢市、小田原市、海老名市、寒川町、開成町 | 白河市、栃木県、川口市、八千代市、福井市、熊本市 | ○地域特産野菜生産状況調査及び特産果樹生産動態調査において、市では状況を把握しておらず、短期間でJAや部農会長に地域の生産状況等を明らかにするとともに、全国の園芸用施設の設置・利用状況及び農業生産プラスチックの処理状況の実態を把握するものであり、地域の状況に応じたきめ細かな園芸作物行政の推進や、園芸作物生産の改善及び増進に係る施策の企画立案等を行つたために必要不可欠な基礎資料として活用しているものであることをご理解いただきたい。 本調査は、特定地域で特産的に生産される多様な野菜・果樹の栽培面積や生産量等を明らかにするものであるが、全国の園芸用施設の設置・利用状況及び農業生産プラスチックの処理状況の実態を把握するものであり、地域の状況に応じたきめ細かな園芸作物行政の推進や、園芸作物生産の改善及び増進に係る施策の企画立案等を行つたために必要不可欠な基礎資料として活用しているものであることをご理解いただきたい。 本調査は、都道府県一部地域で特産的に生産される多様な野菜・果樹の栽培面積や生産量等を明らかにするものであるが、全国の園芸用施設の設置・利用状況及び農業生産プラスチックの処理状況の実態を把握するものであり、地域の状況に応じたきめ細かな園芸作物行政の推進や、園芸作物生産の改善及び増進に係る施策の企画立案等を行つたために必要不可欠な基礎資料として活用しているものであることをご理解いただきたい。 | 本調査については、都道府県の一部地域で特産的に生産される多様な野菜・果樹の栽培面積や生産量等を明らかにするとともに、全国の園芸用施設の設置・利用状況及び農業生産プラスチックの処理状況の実態を把握するものであり、地域の状況に応じたきめ細かな園芸作物行政の推進や、園芸作物生産の改善及び増進に係る施策の企画立案等を行つたために必要不可欠な基礎資料として活用しているものであることをご理解いただきたい。 本調査は、都道府県一部地域で特産的に生産される多様な野菜・果樹の栽培面積や生産量等を明らかにするものであるが、全国の園芸用施設の設置・利用状況及び農業生産プラスチックの処理状況の実態を把握するものであり、地域の状況に応じたきめ細かな園芸作物行政の推進や、園芸作物生産の改善及び増進に係る施策の企画立案等を行つたために必要不可欠な基礎資料として活用しているものであることをご理解いただきたい。 | |
| 217 | B 地方に対する規制緩和 | 農業・農地 | 農業次世代人材投資事業における要件認認に係る代替書類 | 農業次世代人材投資事業においては、準備型の就農状況報告や経営開始型の交付申請等の際に、交付対象者が農地の所有権又は利用権を有していることを証明する添付書類として「農地基本台帳の写し」を提出するものが求められる農地基本台帳の写しについて、他の書類で代替可能とし、代替書類を要綱に明記する。 | 農地基本台帳の写し以外の書類による代替が可能となれば、書類不備による書類出し直しの手續を減らすため、行政の効率化が図られるだけでなく、交付対象者が農業委員会等の関係機関や農地所有者と何度も調整・依頼をすることなくなるため、交付対象者の事務負担が軽減される。 この農地基本台帳の写しについて、農業委員会によって発行する様式等が異なっており、本事業で求められている写しにどの程度の情報を記載する必要があるかも明らかではないところ、農業委員会によっては、事業に直接関与していない農地の所有者の個人情報が記載されていることを理由として、写しの発行を拒否するところが多く、書類整備に支障をきたしている。 農地基本台帳の写しがなども、農地法第3条の許可を受けた賃貸借又は売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画や農用地利用分配計画等によって、所有権又は利用権の確認等の目的を達成することは可能であると考えられるため、これらの書類で代替することを可能としてほしい。 | 農業人材強化総合支援事業実施要綱 (平成24年4月6日付け 23経営第3543号農林水産事務次官依命通知) | 農林水産省 | 神奈川県、さいたま市、藤沢市、秦野市、海老名市、寒川町、開成町 | 宮城県、福井市、京都府、山梨県、熊本市 | ○他の書類で代替可能とし、代替書類を要綱に明記することで、行政の効率化が図られるだけでなく、交付対象者の事務負担が軽減される。 ○本市においても、農地基本台帳の写しについては、代替書類による提出を可能とする運用となるようにしてほしい。 ○農地基本台帳の写しについて、当市農業委員会においては対外的に交付していないため、書類入手することができず、書類整備に支障をきたしている。 農地基本台帳の写し、なくとも、農地法第3条の許可を受けた賃貸借又は売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画や農用地利用分配計画等によって、所有権又は利用権の確認等の目的を達成することは可能であると考えられるため、これらの書類で代替することを可能としてほしい。 ○当市において、現在、支障事例はないが、新規就農者(農外就農)の多くは利用権設定で耕作権を得るため、市町村が行う利用権設定に関する事務の書類で事足りるのであれば、場合によっては農業委員会の書類を不要とでき、事務手続きの簡素化が図れる。また、農業委員会の書類が必要であるなら、その発行が拒否されることがないよう、必要な項目や発行の協力を農水省から農業委員会に指示すべきである。 ○農地基本台帳の写し以外の書類による確認が可能であれば、交付対象者の事務負担軽減が図られるため、制度改正の必要性はあると考える。 ○当市においては、申請者本人からは許可を受けた賃貸借又は売買契約書の写しを提出してもらい、その後農業委員会から農地基本台帳の写しも一緒に添付しているところである。これらの書類で代替することは可能となるべきである。 | 農業次世代人材投資事業の経営開始型では、農業人材強化総合支援事業実施要綱(以下、「実施要綱」といいます。)別記1の第52条の(1)イのア)において、農地の所有権又は利用権を交付対象者が有していることを交付要件に有する書類として、農業次世代人材投資資金申請追加資料(別紙様式第2号)の別添6において、「農地法第3条の許可を受けた賃貸借又は売買契約書等の写し」に記載する「農業基本台帳及び契約書等の写し」に記載する「農業基本台帳及び契約書等の写し」に添付することとしている。 この「農業基本台帳及び契約書等の写し」に記載する「農業基本台帳及び契約書等の写し」に添付することとしている。「農業次世代人材投資事業の事務手続の手引き」において、「農業次世代人材投資資金追加資料(別紙様式第2号)別添6として添付する農地基本台帳(農地基本台帳のほか、農地法第3条の許可を受けた賃貸借又は売買契約書、公告のあった農用地利用集積計画や農用地利用分配計画等の写し)により確認する。」と記載している。 他方、実施要綱の別紙様式第2号の別添6の「農業基本台帳及び契約書等の写し」の記載は、「農業基本台帳」が必須であると受け取られかねない表現となっているが、実施要綱の次の改正の機会をとらえ、誤解を免れる表現に見直す考えである。 | |

農林水産省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

| 管理番号 | 提案区分 | | 提案事項 (事項名) | 求める措置の具体的な内容 | 具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等) | 根据法令等 | 制度の所管・関係府省 | 団体名 | その他 (特記事項) | <追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)> | | 回答欄(各府省) |
|------|--------------|-----|--|---|---|--|---|------------|---|---------------|--|---|----------|
| | 区分 | 分野 | | | | | | | | | 団体名 | 支障事例 | |
| 292 | ② 地方に対する規制緩和 | その他 | 「水産業強化支援事業」における施設整備支援の対象となる「改革」の範囲の見直し | 老朽化したサケふ化施設は昭和50年代に整備され、多くが築40年以上経過しており、施設等の大半は継続使用に耐えうる状況にあるが、屋根や外壁等機能向上を併せた長寿命化が可能な施設の改築については、「水産業強化支援事業」の交付の対象となるよう、同事業の施設整備支援の対象となる「改革」の範囲を見直すこと。 | 本県のサケふ化施設は昭和50年代に整備され、多くが築40年以上経過しているが、屋根や外壁等機能向上を併せた長寿命化が可能な施設の改築については、「水産業強化支援事業」の交付の対象となるよう、同事業の施設整備支援の対象となる「改革」の範囲を見直すこと。 | 「改革」の要件が緩和されれば、耐用年数を超える多くの施設において制度が利用可能になり、「改革」によりその施設の長寿命化費用削減、機能向上を図ることができるようになる。ポンプやふ化槽など機械設備を改築することによって、最新の機器や技術を使って効率的な生産ができるなど機能向上の効果が期待できる。 | 水産関係地方公共団体交付金等交付要綱 水産関係地方公共団体交付金等実施要領 水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について | 農林水産省 | 山形県、新庄市、村山市、天童市、河北町、最上町、大蔵村、高畠町、三川町、庄内町、道佐町 | 神奈川県、広島市 | ○当市の種苗生産施設は昭和50年代に整備され、多くが築35年以上経過しており老朽化や劣化が激しく、修繕必要箇所が増加している。施設では、水産資源の維持増殖に必要な重要な魚介類の種苗生産やキヤ養殖業等漁業者への技術指導等を実施しているが、今後の安定的、継続的運営のために設備の「改革」への支援が必要である。 「水産業強化支援事業」の施設整備において対象となる「改革」は「著しい損耗」により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれるものとなっており、耐用年数の期間内であることが要件となっている。 その結果、継続使用が可能な施設であるにも関わらず、本事業の「新築」での対応が必要となり「改革」に比べ多額の費用を要するケースが生じることが考えられる。 「改革」の要件が緩和されれば、耐用年数を超える多くの施設において制度が利用可能になり、「改革」によりその施設の長寿命化費用削減、機能向上を図ることができるようになる。ポンプやふ化槽など機械設備を改築することによって、最新の機器や技術を用いることにより、省エネによる費用削減効果や新技术によって効率的な生産ができるなど機能向上の効果が期待できる。 以上のよう、制度が改ざるることによって得られる効果が大きいと考えられ、その必要性が大いに認められる。 ○県の沿岸が国庫補助事業として認定された施設や他の公設施設は、老朽化のため高額な修理費を要する事例が増えていく。また、遊漁者及び合意の減少による内水面の開墾は悪化しており、改修や因縁地化などといふ、具体的な事例として、平成4年度内水面漁業振興施設整備割により種苗生産をするための施設を整備する予定では、各機器等の設備機器等が老朽化により耐用できなくなったり、不慮の停電があれば大きな損害を受ける可能性がある。飼育水槽に比し、設備機器等の耐用年数は短く、施設を維持するためには更新が必要であることから、「改革」の範囲を見直し、設備機器の更新を支援するためのメニューが必要である。 | 整備後の施設の利用者が区分の費用を負担することが原則である。水産業強化支援事業についても通常の修繕や機能維持等に必要な改修に要する経費について、施設の更新も想定し、整備後の施設の利用者から利用料等を徴収するなどしてその費用を負担すべきものであると考えている。 水産関係地方公共団体交付金等実施要領の運用について(平成22年3月26日付け21水港第2630号)に基づき、「改革」における施設の再生については、①著しい損耗により法定耐用年数まで機能維持が困難と見込まれるものであり、②新築と比べて耐用年数当たりの整備費の節減が図られ、かつ、③当該施設の利用状況が適切であるものに限られる。 これは、施設の立地条件等の要因により、著しく損耗し、法定耐用年数が経過していないにもかかわらず、施設の再生を行わざるを得ない特殊な事情を有する場合に限り、事業実施者の費用負担を軽減するためのものとされている。 | |